

内閣総理大臣
総合海洋政策本部長 菅 直人 殿

東日本大震災復興に関する海洋立国の視点からの緊急提言

東北地方太平洋沖地震は、我が国に有史以来最大の地震および大津波をもたらし、さらに福島原発事故により広範かつ深刻な放射能汚染問題が続いている。地球地殻活動が海を通じて起こした今回の災害は未曾有ものであり、国民の生命、身体、財産の損失は計り知れない。

他方で我が国は、四方を海に囲まれた海洋国として、長い間、海とともに生活、経済、社会を築き、発展をしてきたことを忘れてはならない。

この大震災を受けた今は、その復旧対策が急務であり、また、防災対策を見直した復興計画を策定し、これらを早急に実施していかなければならない。同時に我々は、今、あらためて海とその資源を開発・利用し、保全して、海との共生により、生活、経済、社会を再建し、海洋国日本の復興を図ることの必要性を痛感する。

海洋基本法制定を推進した国会議員・有識者等が集う「海洋基本法フォローアップ研究会」は、海洋立国の視点に立って東日本大震災の復興にあたって実施すべき海洋に関する施策を、海洋各分野の専門家及び識者とともに検討し、特に現下の情勢において重点的に推進すべき海洋プロジェクトに関する提言を、別添のとおり取りまとめた。

これらの提言の実現を織り込み、大震災復興が進められることを強く要望する。

平成 23 年 5 月 27 日

海洋基本法フォローアップ研究会

代表世話人 川端 達夫

川 端 達 夫

世話人共同代表 中川 秀直

中 川 秀 直

世話人座長 前原 誠司

前 原 誠 司

世話人共同座長 大口 善徳

大 口 善 徳

世話人共同座長 小野寺五典

小 野 寺 五 典

世話人共同座長 細野 豪志

細 野 豪 志

東日本大震災復興に関する海洋立国の視点からの緊急提言

海洋基本法フォローアップ研究会

1. 陸域・海域を対象とした総合的な沿岸域の復旧・復興

今回の大震災の被害は、その多くが海からの津波によって惹起されたが、被災地域の住民の生活と産業は、海と深くかかわって成り立ってきた。したがって、その復興は、海域の利活用・開発が不可欠であるという視点に立って、海域の復旧、港湾・漁港や防波堤等の再建、地域社会や海に連なる産業の復興等に関して総合的に検討して、計画的に推進する必要がある。被災地域の復興は、陸域・海域を一体的に捉えた「沿岸域（復興）総合計画」を策定してこれに取り組むべきである。

このため、以下の事項を実施することを提言する。

- ① 陸域・海域を対象とする「東日本大震災沿岸域（復興）総合計画」（又は「同基本方針」）を策定・実施する。
- ② 被災各県及び各市町村は、①の総合計画（又は基本方針）に基づいて「○○沿岸域（復興）総合計画」を策定・実施する。国は、それに対して財政的・技術的支援を行う。（海洋基本法第25条「沿岸域の総合的管理」参照）
- ③ 地方公共団体は、内水その他の身近な海を自らのものとしてまちづくりを行うために、必要な地先水面を市町村区域に編入し、編入された海域は地方交付税の算定基礎とするなど、地方交付税措置を充実させる。これらの措置は、今回の地震による地盤沈下で水没した区域を市町村区域として維持する方策としても有効である。
- ④ 沿岸域とちがって管理者が不明確な部分の多い海域の瓦礫の撤去・処理等の対策、その取組体制を明らかにするとともに、必要な経費の助成を行う。
- ⑤ 相互に密接な関係を有している森・川・海を「沿岸域（復興）総合計画」に基づいて一体的、計画的に管理する。

（総合海洋政策本部、国土交通省、総務省、環境省など）

2. 海溝型地震・津波の早期検知・予測・警報システムの構築

今回の大震災の被害は、地震によるものももちろん大きいが、巨大津波によるものが甚大であった。特に人命に関しては、早い段階から津波のより正確な予測ができていれば、避難がより迅速かつ円滑にできていた可能性を否定できない。今回のような海溝型地震・津波に対応して早期に津波警報等を発出することの出来るシステムを早急に構築する必要がある。

このため、以下の事項を実施することを提言する。

- ① 各省連携により適切な密度で広域的な観測網（広帯域強震計、沖合津波計など）を整備し、地震・津波に早期検知・予測し、警報を発出するシステムを構築する。

（総合海洋政策本部、国土交通省、文部科学省など）

3. 大震災後の持続的海洋調査・観測・監視システムの構築

三陸沿岸の海域では、巨大津波により海底まで大きな搅乱を受け、生態系は極めて大きなインパクトを受けた。これらの搅乱の実態及び沿岸生態系の回復過程について科学的調査を継続的に行うことは学術面のみならず、沿岸生態系を持続的に利用する水産業の復興のためにも極めて重要な課題である。

また、今回の大震災により、福島第一原発事故に起因する放射性物質が海域に流入し、海洋生態系に負の影響を与えることが強く懸念されており、これらについて調査研究するとともに、継続的に監視していく必要がある。また、PCB等の有害物質の流入があればその影響についても調査・監視が必要となる。このため、沿岸域から外洋に及ぶ総合的な海洋調査・観測・監視システムを統合的な実施体制の下に構築して、これらの問題に取り組むべきである。

このため、以下の事項を実施することを提言する。

- ① 今回の大震災の巨大津波により、東北地方太平洋沿岸域では海底まで大きな搅乱を受け、生態系に極めて大きなインパクトを与えた。水産業を支える沿岸海洋生態系に関して、搅乱の実態把握、回復過程の解明のための調査研究を大学、研究所、各県水産試験所の参加のもとに緊急に開始し、その研究成果に基づいて生態系回復の各段階で適切な漁業活動のあり方を水産業に提示する。
- ② 三陸沿岸の外側の太平洋海域の広域的な海洋観測・監視について、各調査機関が参加する統合的な長期的海洋調査管理・実施体制を構築して、沿岸から外洋にわたる海洋調査・観測・監視を継続的に実施するとともに、必要な科学的調査研究を行う。
- ③ 放射性物質等海洋汚染物質の海域への流入に対しては、海水や魚介類の観測・監視体制は充実しつつあるが、広域かつ系統的な観測の実施、モデルの開発・運用、放射性物質の拡散・海底への沈着・食物連鎖を通じた移動・濃縮の研究・評価などはまだ十分ではないので、これらの研究、観測・監視のシステム・体制を整備・強化する。
- ④ 海洋調査に当たっては、観測船・ブイ等による海洋モニタリング、衛星による海洋観測・監視、モデルによるシミュレーションを組み合わせたシステムの構築が必要である。このため、必要な海洋調査船等の確保・拡充、海面高度計衛星の打ち上げ、AUV、ROVなどの導入を推進する。また、生物の行動を通じて海中、海底のデータ・情報を収集するバイオロギングなどの海洋調査新技術の導入・活用を図る。

(総合海洋政策本部、国土交通省、文部科学省、経済産業省、農林水産省、防衛省など)

4. 被災地域の水産業の復興

被災地となった東日本太平洋沿岸は日本でも有数の水産業の拠点であり、その水産業の復興は、被災地域はもとより、我が国全体にとっても重要な意味を持つ。そのような

見地から、漁場、漁港、漁村・地域社会の問題と一体として捉えつつ、漁業、増養殖、水産流通・加工・関連産業等すそ野の広い水産業の再建・復興に取り組むべきである。

このため、以下の事項を実施することを提言する。

- ① 漁港・漁場・漁村等の災害復旧に努めるとともに、機能の低下・喪失した漁場の生産力の回復を図るため漁場等のガレキ等の撤去・回収処理を推進する。
- ② 災害に強いまちづくりを推進するため、漁村の高台移住について、住民の選択を尊重した陸海にわたる総合的な沿岸域計画の策定や財政面で支援する。
- ③ 沿岸の養殖施設・システムの復旧に取り組むとともに、沖合、陸上における養殖の積極的な展開を図る。
- ④ 津波による壊滅的な被害や漁業者の高齢化などにより、従来のような形での漁業の再建が厳しいことからかんがみ、漁協を中心とした地域漁業の再建の取り組みを推進するとともに、養殖業については、協業化の推進と企業的経営の導入を図る。また、それに応じた、総体として適切な漁港・漁場の整備に対する新たに取組に対して必要な支援を行う。

(総合海洋政策本部、農林水産省、国土交通省、文部科学省、経済産業省、環境省、防衛省など)

5. 海洋における再生可能エネルギー等の開発及び利用の推進

わが国は、四方を海に囲まれ、洋上風力、波力等の海洋再生可能エネルギーのポテンシャルが高い。地球温暖化を抑制するため 2020 年に地球温暖化ガスを 25% 削減するには、自然再生可能エネルギーの利用促進が不可欠である。わが国も世界で取り組みが進展している安全で環境にやさしい風力・波力発電等に積極的に取り組む必要がある。特に、大震災の被災地域は、海洋再生エネルギーの開発・利用に高い可能性を有しているので、地域の復興施策の一環としてこれに取組むことが強く求められる。

また、需要の増大が見込まれる天然ガス等の安定供給を図るため、我が国海域における対応を考えるべきである。

このため、以下の事項を実施することを提言する。

- ① 洋上風力発電等の海洋の再生可能エネルギーの導入目標、実証実験、固定価格買取制度の導入等の開発・普及方策などについて定めた「海洋再生可能エネルギー利用推進計画（仮称）」を策定する。
- ② 風と波のエネルギーポテンシャルの高い地方の沖合に総合実証実験海域を設置し、風力、波力等様々な発電施設を設置して、実証試験を実施する。
- ③ 各種漁業の盛んな現状に鑑み、洋上風力発電と増養殖、種苗生産、漁港・漁村の振興・活性化等を組み合わせた「漁業協調型洋上風力発電」の早期実現を目指して、パイロット・プロジェクトを実施する。
- ④ 我が国大陸棚における天然ガス開発を促進し、メタンハイドレート開発を加速する。

- ⑤ 沿岸域、特に離島・半島地域において、エネルギーの地産地消とともに、環境・観光・地域活性化の効果が大きい海上風力発電の導入を促進する。

(総合海洋政策本部、経済産業省、環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省など)

6. 震災復旧・復興のためのガレキの撤去と活用

今回の大震災では、津波によって膨大な量のガレキが発生するとともに、かなりの量が引き波によって海域に流入した。これらの陸海域に残る膨大な量のガレキの撤去・貯留・分別・処理は、大震災の復旧・復興を進めるうえで避けては通れない重要な課題である。このため、以下の事項を実施することを提言する。

- ① 漁港、沿岸、沖合いの海域の海面・海中・海底のガレキの詳細調査を実施し、海域の管理者を通じて(管理者が明確でない場合はそれを明確にして)撤去を推進する。
- ② 大震災によるガレキの処理の一環として、生物・生態系への安全確認を前提に、津波減災用のバリア・アイランドの造成、人工漁礁群や磯やけ防止用藻場の造成等に活用する。

(総合海洋政策本部、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省など)

7. 浮体の緊急対応・復旧への活用

震災で陸域や岸壁などが大きな被害を受けた場合に、浮体式の防災基地など各種の浮体構造物が緊急対応・復旧などに重要な役割を担うことが期待されているが、今回の大震災で、外洋航行型の浮体構造物や浮体曳航用のタグボートの不足などの問題点が明らかになった。

このため、以下の事項を実施することを提言する。

- ① 新たに外洋航行型の浮体式広域防災基地を三大湾等に整備し、平時は、係船岸壁として設置し、災害時には、これを切り離して被災地沿岸に曳航して活用する。
- ② 下水処理、し尿処理、海水淡水化、製氷・発電等のプラント、漁具置場等の機能を有する各種浮体を各地の港湾・漁港に整備し、災害時にこれを被災地に曳航して活用する。

(総合海洋政策本部、国土交通省、経済産業省、農林水産省、環境省など)